## 競争入札心得(各種業務)

(総則)

第1条 北海道が発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心 得を承知してください。

(入札保証金等)

- 2条 入札参加者(入札保証金の納付を免除されてる者を除く。)は、入札執行前に、見積もった契約金額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を 第2条 入札参加者 免除します。
- 前項の入札保証保険契約は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期 間が入札当日から起算して9日以上のものでなければなりません。
- 入札保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、 その担保に質権を設定
- し、当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。 入札保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するときは、保証期間を入札当日から起算して9日以上とした当該保証を証する書面を提出してく ださい

(入札) 第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出(入札箱に投入)しなければなりません。 2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6

野世又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者とは同条第3条第4号に規定する信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便(以り送付して入札しようとする者は、その封筒に「●●入札書」と朱書きし、配達証明郵便と以び、前項の入札書を郵便明郵者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者による信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書であるまの提供する同法第2条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして知事が定めるまので提出しなければなりませた。 のとして知事が定めるもので提出しなければなりません。 (公正な入札の確保)

第 4 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第 等に抵触する行為を行ってはなりません。

入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示し てはなりません。

(代理)

- 5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面(委任状)を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して入札するものとします。 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはで
- きません。
- 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止) 第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

- 7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
  - 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札 (1)
  - 入札書の記載金額を加除訂正した入札
  - 入札書に記名押印がない入札 (3)
  - 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札 (4)
  - 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札 (5)
  - 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札 (6)
  - 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札 (7)
  - 郵便等による入札で所定の日時までに到着しなかったもの (8)
  - 無権代理人がした入札 (9)
  - 入札に関し不正の行為があった者のした入札(当該行為が契約締結前に明らかとなっ たものに限る。) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

  - その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

- 8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせます。
- (再度入札) 9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者(初度の入札参加者)で再度入札を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約による とがあります。

## (落札者の決定)

- 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落 第10条 札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。
- 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決 定します。この場合においい職員にくじを引かせます。 この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のな

## (最低価格の入札者を落札者としない場合)

- 次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価 開札の結果、
  - 格で入札した者を落札者としない場合があります。 (1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき。
  - ・ る、 る これがめると認められるとき。 その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当と認められるとき。 前項の担告に禁いされる。
- しく不適当と認められるとさ。 前項の規定に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当者の行う調査に協力しなけ ればなりません。
- 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者としない場合は、予定価格範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。 注)この条項は、契約内容が製造その他についての請負に該当する場合に適用する。

#### (入札保証金等の返還)

- 12条 落札者が決定した場合、入札保証金又はそれに代える担保は、落札者に対しては契約終結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれ 第12条
- に代える担保はすべて返還します。

#### (契約の締結)

- 13条 落札者が当該契約を終結しようとするときは、落札決定の通知を受けた日から7日以内に次の各号により対応しなければなりません。ただし、支出負担行為担当者から契約 第13条 の締結を保留する旨の通知があった場合は、その指示に従ってください。
  - 契約の締結を書面で行う場合には支出負担行為担当者の作成した契約書案に記名押印の上、支出負担行為担当者に提出しなければなりません。 契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には支出負担行為担当者が電
  - 子契約サービスにアップロードした契約書案に電子署名を行わなければなりません。

- 議会の議決を要する事件とされているので 海道議会の議決を得たときは本契約を締結 落札社を決定 ます
- <del>道識器の議状を存たときは本実制を締結します。</del> <del>落札決定から本契約の締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、</del> 仮契約を締結 、又は解除し、本契約の締結を行わないことができるものとし 落札者は、仮契約の解除及び本契約を締結できないことにより ます。 の場合におい る損害の賠償を請

## (落札者と契約の締結を行わない場合)

- 第15条
- 15条 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。 契約書の作成を要する契約であって、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとします。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することがで きません。
- (注) 第2項の規定は、契約書の作成を要する契約に適用する。

## (入札保証金等の帰属)

- 16条 落札者が当該入札に係る契約を終結しないときは、 金又はその納付に代えて提供した担保は、道に帰属します 第16条 当該落札者が納付した入札保証
- 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を終結しないときは、 札者の見積もった契約金額(消費税等相当額を含んだ額)の100分の5に相当する額の違 約金を道に納付しなければなりません。

#### (契約保証金等)

- 17条 契約を終結しようとする者(契約保証金の納付を免除されている者を除く。)は、 契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を 提供しなければなりません。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険 契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納 第17条 付を免除します
- 前項の履行保証保険契約は、定額(定率)てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期(目的物の引渡しを要する業務にあっては、契約期間の始期 から目的物の引渡し完了予定日)までの期間以上のものでなければなりません。 契約保証金に代える担保として定額預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定
- 当該金融機関の確定日付けのある承諾書を提出してください。
- 契約保証金に代える担保として銀行又は知事の指定する金融機関の保証を提供するとき は、契約期間の終期(目的物の引渡しを要する業務にあっては、目的物の引渡し期限)でに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。 (入札保証金等の充当)
- 第18条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。
  (談合情報に対する対応)

19条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあり ます。 (入札の取りやめ等)

第20条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、支出負担行為担当者が入札を公正に執 行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は 取りやめることがあります。

(入札の辞退)

- 第21条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を
- 辞退することができます。 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。
  - (1) 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡する
- (2) 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第22条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、 は契約を解除することがあります。 賠償金を徴収し、又

(委託費内訳書の提出等)

<del>第23条 入札書提出時に委託費内訳書を封書の上、会社名等を表記して入札書と同時に提出しなければなりま</del> 世心。

2 委託費内訳書には、委託費内訳書様式の項目に対する金額を記載しなければなりません。

- 3 入札参加者又はその代理人は、その提出した委託費内訳書を書き換え、引き替え、又は撤回することはで きません。
- 4 第7条各号に掲げるほか、委託費内訳書が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委託費内訳書に係 る入札は無効とします。

(1) 委託費内訳書の提出がない場合

- 委託費内訳書の記載金額(合計金額)その他当該委託費内訳書の要件が確認できない場合 委託費内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合
- <del>(3)</del>
- 委託費内訳書様式の項目に対応した金額が確認できない場合 <del>(4)</del>

委託費内訳書に記名押印がない場合

入札者(代理人をして入札をした場合にあっては当該代理人)以外の者が委託費内訳書を提出した場合 5 前項により入札が無効となった場合は、第9条に掲げる再度入札に参加できません。

## 一般競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

北海道警察本部長様

(申 請 者) 所 在 地 商号又は名称 ふりがな 代表者職·氏名 生 年 月 日 本件責任者 氏名 担 当 者 氏名

連絡先 (電話番号) 連絡先 (電話番号)

令和7年度において、北海道(北海道警察本部)が発注する入札に参加したく、関係書類 を添えて一般競争入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1 契約名

警察本部札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務

- 2 申出事項
  - 一般競争入札参加資格申請に当たり次のいずれにも該当することを申し出ます。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。)でないこと。
  - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
  - (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
  - (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
  - (6) 過去5年間に(令和2年度以降)に、1に定める契約と種類を同じくする契約を締結し、かつ誠実に履行した者であること。
  - (7) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
    - ア 道税 (個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
    - イ 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)
    - ウ消費税及び地方消費税
  - (8) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)
    - ア 健康保険法 (大正11年法律第70号) 第48条の規定による届出
    - イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
    - ウ 雇用保険法 (昭和49年法律第116号) 第7条の規定による届出
  - (9) 令和7年12月26日から令和8年3月31日の間において、除雪作業に必要とする作業員及び除雪機械を稼働させ、北海道警察本部告示第719号の2の(2)に掲げるとおり除雪業務を行うことができること。
- 3 添付書類
  - (1) 概要調査表
  - (2) 除雪従業員名簿
  - (3) 商業登記簿(法人) 法務局で提出日より3ヶ月以内に発行されたもの。
  - (4) 身分証明書(個人) 市町村で提出日より3ヶ月以内に発行されたもの。
  - (5) 営業証明書(個人) 市町村で提出日より3ヶ月以内に発行されたもの。
    - ※ 営業証明書が発行されない場合は、営業を証明する書類(契約書、請書、請求書 (控)、納品書(控)等)を提示すること。
  - (6) 納税証明書 提出日より3ヶ月以内に発行されたもの。
    - ア 道税(道が賦課徴収するものに限る)に滞納がないことの証明書

道税事務所、振興局が発行するもの。(道に納税義務が無い場合は、本店が所在する都府県の事業税について滞納がないことの証明書)

- イ 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書 税務署の発行するもの。
- (7) 健康保険、厚生年金保険の届出義務を履行している事実を証する書類
  - ア 納入告知書
  - イ資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書
  - ウ 適用通知書
    - ※ 上記アからウなど加入状況が確認できる書類
- (8) 雇用保険の届出義務を履行している事実を証する書類
  - ア 保険関係成立届
  - イ 領収済通知書
  - ウ 概算・確定保険料申告書(控)
  - ※ 上記アからウなど加入状況が確認できる書類
- (9) 社会保険等適用除外申出書 該当がある場合は提出すること。
- (10) 暴力団員等に該当しない者であること等の誓約書(以下「誓約書」という。) 申請手続を申請者本人が行うときで、申請書において申請者が誓約書の内容を誓約した場合は、誓約書の提出を要しない。
- (11) 資格要件の特例関係 該当がある場合は提出すること。
  - ア 中小企業組合等の概要
  - イ 官公需適格組合証明書(写)
- 12) 定款又は寄付行為(会社以外の法人の場合)
- (13) 賃借対照表(会社以外の法人の場合)
  - ※ (3)から(8)までについては、原本又は写しを提出すること。写しを提出する場合は、 道警の求めに応じて提出できるよう原本は保管すること。
    - (12)及び(13)については、申請者が原本証明したものを提出すること。
- □ 私は、北海道警察が実施する競争入札参加資格審査の申請に当たり、暴力団員(暴力 団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規 定する暴力団員(以下同じ。))又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配 する事業者その他同条2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者 をいう。)に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約しま

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、競争入札参加資格を制限されても 異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、北海道警察が他の官公署に照会を行うこと について承諾します。

- ※ 上記□にチェック☑を入れてください。(3の40関係)
- 注 この申請書には、返信用封筒(定型)として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易 書留料金分を加えた料金(460円)の切手又はこれに類するものを貼った封筒を併せて提 出すること。

## 概 要 調 査 表

住 所

申請者

氏 名

事	業	所	Ø		概	要			
項目		内					容		
1 設立年月日		昭•	平		年		月		日
2 資本金								-	万円
3 従業員数(うち道内数)						(		)	人
4 過去5年間(令和2年度 以降)の実績のうち今回調 達する役務と種類を同じく する契約実績(契約書の写 しを添付すること。)		除雪契約先			余雪箇所 面積 ㎡	契約	期間	契約	J金額 円
5 除雪機械保有状況		除雪機	械	名	規	;	格	保石	有台数
※ 自動車検査証の写しを 添付すること。		除雪グ	· –	ダ					台
リースの場合はリースに 係る契約書又はリースの		トラクター	ショベ	ル					台
相手先からのリースが可能であることの証明書を		ロータリー	除雪	車					台
添付すること。		ダンプト	ラッ	ク					台
		道路作	業	車					台
		ホイール	п —	ダ					台
		ブルドー	ーザ	J					台

## 除雪従業員名簿

(会社名

)

-	7		(ДД		
職種	氏 名	備考	職種	氏 名	備考

- ※ 職種欄には、特殊車両運転手、一般車両運転手、普通作業員のいずれかを記載すること。
- ※ 除雪機械等を運転し除雪作業に従事する者は、保有免許証の種別及び修了済み技能講習の名称等、 その業務に就くことができることを証明する事項を備考欄に記載すること。

(免許証等の写しの提出は必要ない。落札業者から契約時に提出させる。)

- ※ 自社従業員以外を従事させる予定(季節労働者等)で、労務提供会社より人員提供を受ける場合は、 提供を受ける会社名を、個人との契約の場合は、「個人」と備考欄に記載すること。
- ※ 除雪従業員名が特定できない場合は、確保可能な人員と人員確保の方法を記載した書類を提出すること。

## 暴力団員等に該当しない者であること等の誓約書

北海道警察本部長様

私は、北海道警察本部が実施する競争入札参加資格審査の申請に当たり、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。))又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、競争入札参加資格を制限されても異 存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、北海道警察本部が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

令和 年 月 日

所 在 地 〒 商号又は名称 代 表 者

## 社会保険等適用除外申出書

## 北海道警察本部長 様

次の理由により、社会保険又は雇用保険の届出義務のないことを申し出ます。

口厚生年全保除

また、上記の申出の内容を確認するため、北海道が他の官公署等に照会を行うことについて承諾します。

【社会保険】
--------

□健康促除

1	従業員5人未満の個人事業所であるため	
2	従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所のため	
3	その他	

- 注1 届出義務のない保険の種類をチェックし、該当する番号を○印で囲んで下さい。
  - 2 その他を選択した場合は、関係機関に問い合わせを行った上でその理由を記載すること。 (例)○○年金事務所に確認し、△△により適用除外となる。

## 【雇用保険】

- 1 役員のみの法人であるため
- 2 その他

- 注1 該当する番号を○印で囲んで下さい。
  - 2 その他を選択した場合は、関係機関に問い合わせを行った上でその理由を記載すること。 (例)ハローワーク○○に確認し、△△により適用除外となる。

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

## 中小企業組合等の概要

所在地 名 称 代表者

構成員の名称 及び代表者名	所 在 地	電話番号	主な業種	開 業 年月日	資本金 <sub>千円</sub>	従業員数	許可の名称 (略称)	許 可 年月日	許可番号	備	考

<sup>※</sup> 各構成員ごとに所要の資料を添付すること。

#### 札 書 入

令和 年 月 目

北海道警察本部長 様

> 住所 入札者 (EII) 氏名

警察本部札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託料として、次の金額を もって入札いたします。

	項		目		入札金額(円)	予定数量	合計金額(円)
常	駐	委	託	料		一式	(A)
	除雪	グ	ν <b>–</b>	ダ		144.75 時間	(B)
作	トラクタショイ	317. 744	2.1 ㎡以 <sub>-</sub> する期	上) 間		174.75 時間	(D)
作業委託	トラクタショイ	`` N ( :	2.4 m <sup>3</sup> 以 <sub>-</sub> する期	上) 間		409.50 時間	(E)
託 料		タリ	除雪	車		135.75 時間	(F)
( 1 時	ダンご		ラッ	ク		229.50 時間	
	道路	作	業	車		106.50 時間	(H)
間当たり	ホイ・	- ル	П —	ダ		161. 25 時間	(1)
$\mathcal{O}$	ブル	ド・	ーザ	Ţ		92.25 時間	(J)
単価)	普通	<del>- '</del> 作	 業	員		1,623 時間	(K)
	/]		計		(B)+(C)+(D)+(E)+(F)+(G)+(F)		(L)
	入札総価額			(A) + (1)		\ - /	

- 注1 入札金額については、訂正できない。
- 入札総価額算出の過程に計算誤りのある場合においては、入札執行者が、当該入札者に
- 確認の上、訂正することができる。 注3 当該入札は、常駐委託料一式及び各作業委託料(単価)それぞれに予定価格を定めており、入札総価額は、全ての入札金額が予定価格の範囲内である者のうちから落札者を決定するための比較要素であるので、入札総価額のみにとらわれることのないよう留意するこ と。

番 口 札 書 入

> 令和 年 月 日

北海道警察本部長 様

> 住所 入札者 氏名

住所 代理人 (EII) 氏名

警察本部札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託料として、次の金額を もって入札いたします。

	項	B		入札金額(円)	予定数量	合計金額(円)
常	駐	委 託	料		一式	(A)
	除雪	グレー	ダ		144.75 時間	(B)
作	トラクタショへ	゛ル(2.1 ㎡以 _ 常 備 す る 期	上)間		174.75 時間	(D)
作業委託料	トラクタショへ	゛ル (2.4 ㎡以 _ 常 駐 す る 期	上)間		409.50 時間	(E)
	ロータ		車		135.75 時間	(F)
( 1 時	ダンプ	_	ク		229.50 時間	(G)
	道路		車		106.50 時間	(H)
間当たり	ホイー	・ルロー	ダ		161. 25 時間	(1)
$\mathcal{O}$	ブル	ドーザ	_		92. 25 時間	(1)
単 価)	普通	· 作 業	員		1,623 時間	(K)
	小	計		(B)+(C)+(D)+(E)+(F)+(G)+(E)		(L)
	入札総価額			(A) + (1)		

- 注1 入札金額については、訂正できない。
- 入札総価額算出の過程に計算誤りのある場合においては、入札執行者が、当該入札者に
- 確認の上、訂正することができる。 注3 当該入札は、常駐委託料一式及び各作業委託料(単価)それぞれに予定価格を定めており、入札総価額は、全ての入札金額が予定価格の範囲内である者のうちから落札者を決定するための比較要素であるので、入札総価額のみにとらわれることのないよう留意するこ

番 回 札 書

> 令和 年 月 日

北海道警察本部長 様

入

住所 入札者 氏名 住所 代理人 氏名 住所 復代理人 ED 氏名

警察本部札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務委託料として、次の金額を もって入札いたします。

	項	目		入札金額(円)	予定数量	合計金額(円)
常	駐	委託	料		一式	(A)
	除雪	グレー	ダ		144.75 時間	(B)
作	トラクタショへ` 機 械 を 常	ル (2.1 ㎡以 営 備 す る 其	上)		174.75 時間	(D)
作業委託料	トラクタショへ 機械を	ル (2.4 m³以	上)		409.50 時間	(E)
託料	ロータ	リ 除 雪			135.75 時間	(F)
へ 1 時	ダンプ	トラッ	ク		229.50 時間	(G)
間当	道路	作業	車		106.50 時間	(H)
間当たり	ホイー	ルロー	ダ		161.25 時間	(1)
0	ブル	ドーザ			92.25 時間	(J)
単価)	普 通	作業	員		1,623 時間	(K)
	小	計		(B)+(C)+(D)+(E)+(F)+(G)+(H)+(1)+(J)+(K)		(L)
	入札総価額			(A) + (I	L)	

- 注1 入札金額については、訂正できない。 注2 入札総価額算出の過程に計算誤りのある場合においては、入札執行者が、当該入札者に
- 確認の上、訂正することができる。 注3 当該入札は、常駐委託料一式及び各作業委託料(単価)それぞれに予定価格を定めており、入札総価額は、全ての入札金額が予定価格の範囲内である者のうちから落札者を決定 するための比較要素であるので、入札総価額のみにとらわれることのないよう留意するこ と。

# 委 任 状

令和 年 月 日

北海道警察本部長様

住 所

入札者

氏 名

印

私は、下記業務の入札及び見積りに関することについて及び復代理人の

選任について \_\_\_\_を代理人と定め一切の権限を委任します。

記

業務名 警察本部札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務

# 委 任 状

令和 年 月 日

北海道警察本部長様

住 所

入札者

氏 名

住 所

代理人

氏 名

印

私は、下記業務の入札及び見積りに関することについて

\_\_\_\_\_を復代理人と定め一切の権限を委任します。

記

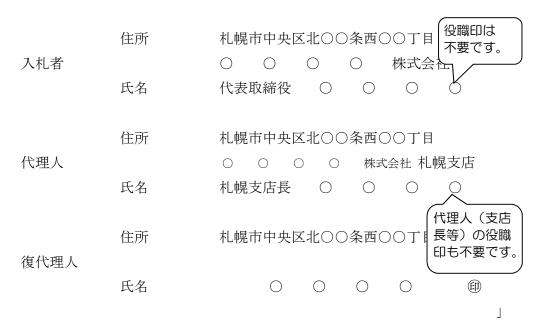
業務名 警察本部札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務

## 入札に当たっての注意事項

- 1 入札金額(消費税抜き金額)は算用数字で記載し、その頭首には「¥」又は 「金」を付すこと。
- 2 代理人が入札する場合の入札者の表示は、次によること。

	住所	札幌市中央区北○○条西○○丁貝 <sup>不要です。</sup>
入札者		〇 〇 〇 株式会社
	氏名	代表取締役 〇 〇 〇 〇
	住所	札幌市中央区北〇〇条西〇〇丁目
代理人		
	氏名	
※ 代理人	が入札する場合	合には、代理人の印のみ必要です。 」

3 復代理人が入札する場合の入札者の表示は、次によること。



- ※ 復代理人が入札する場合には、復代理人の印のみ必要です。
- 4 委任状の「委任者」等の表示も上記2の例によること。
- 5 入札書は、契約名及び自己の名称若しくは商号を記載した封書に封入の上、 提出(投函)していただきます。

#### 委 託 契 約 書

1 委託業務の名称 警察本部札幌運転免許試験場コース及びコース周辺除雪業務

2 委 託 期 間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

3 業務委託料 第2条に示すとおり

(注)( ) 書きの部分は、契約保証金を免除する場合に使用する。

上記委託業務について、委託者と受託者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(この契約を証するため、本書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を保有する ものとする。)

(注)括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には以下の内容に置き換えて使用する。

「この契約を証するため、契約内容を記録した電磁的記録に当事者が合意の後、電子署名を行うものとする。」

( 年 月 日)

(注)括弧書きの部分は、契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合には削除する。

委託者 北海道 北海道警察本部長 友 井 昌 宏

受託者

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書に基づき、別紙委託業務処理要領(以下「要領」という。)に従い、 誠実に、この契約を履行しなければならない。
- 2 受託者は、頭書の委託期間において委託業務を処理し、委託者は、その対価である業務委託料を受託者に支 払うものとする。
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面又は口頭により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、契約書及び要領に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 7 この契約書及び要領における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律 第48号)の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所を合意による専属的管轄裁判所とし、委託者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(委託料)

- 第2条 委託者は、委託業務に対する委託料として次のとおり受託者に支払うものとする。
  - (1) 委託業務に対する常駐委託料として、金

円(うち消費税及び地方消費税の額金

円)

を次の区分により支払うものとする。

12月分	円
1月分	円
2月分	円
3月分	H

(2) 委託業務に対する作業委託料として、月の各機械等の稼働時間の合計に1時間当たりの単価を乗じて得た 金額の合計に100分の10に相当する消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端 数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を受託者に支払うものとする。

月の稼働時間の合計に1時間未満の端数が生じた場合は翌月に繰り越すこととし、最終月に1時間未満の端数がある場合は、その端数時間を時間単位に換算し、1時間当りの契約単価を乗じて作業委託料を計算するものとする。

なお、この場合当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(3) 機械等1時間当たり単価

除雪グレーダ (ブレード幅4.0m以上)	円
トラクタショベル (ホイール型 容量2.1m <sup>3</sup> 以上、可変プラウ付き) (作業員及び機械を常駐(備) する期間)	円
トラクタショベル(ホイール型 容量2.4㎡以上、可変プラウ付き)	円
(作業員及び機械を常駐(備) する期間) ロータリー除雪車 (162KW以上)	円
ダンプトラック	円
道路作業車(ブラシ付き)	円
ホイールローダ (バケット山積容量0.4m³)	円
ブルドーザー (10t~12t)	円
普通作業員	円

- 2 受託者は、前項に掲げる当月分の常駐委託料及び作業委託料の各支払合計額を、翌月速やかに請求するものとする。
- 3 委託者は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該委託料を支払 うものとする。
- 4 委託者は、その責めに帰すべき理由により前項の委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受託者に支払うものとする。
- 5 委託料の支払場所は、北海道会計管理者の勤務の場所とする。 (権利義務の譲渡等)
- 第3条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託の禁止)

- 第4条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受託者は、前項の規定にかかわらず、この契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、委託業務の一部の処理を、受託者の責任において、第三者に委託することができる。この場合においては、受託者は、委託者が指示する書面を提出の上、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、再委託した業務に係る再委託先の行為について、委 託者に対して全ての責任を負うものとする。
- 4 受託者は、委託業務の一部の処理を再委託するときは、この契約を遵守するために必要な事項について、この契約書を準用して再委託先と約定しなければならない。

(業務担当員)

第5条 委託者は、受託者の行う委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、受託者に 通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者等)

- 第6条 受託者は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、遅滞なく委託者に通知するものとする。
- 2 受託者は、委託業務に従事する従業員を定め、遅滞なくその氏名、年齢及び住所を委託者に通知するものとする。この場合において、従業員2名以上を定める場合は、そのうち1名を主任者と定め、業務処理の責任体制を明確にするものとする。
- 3 前2項の規定は、業務処理責任者又は委託業務に従事する従業員に異動があった場合に準用する。 (業務処理責任者等の変更請求等)
- 第7条 委託者は、業務処理責任者又は委託業務に従事する従業員が、委託業務の処理上著しく不適当と認められるときは、その理由を付した書面により、受託者に対し、その変更を請求することができる。
- 2 受託者は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を委託者に通知しなければならない。

(業務日報等の備え付け)

第8条 受託者は、業務日報を備え付け所要事項を記録し、委託者の確認を受けなければならない。また、当月 の作業実績を実績報告書に、融雪剤の使用実績を除雪消耗品使用実績報告書に記載し、業務担当員の確認を受 けなければならない。

(施設の使用等)

- 第9条 委託者は、受託者が委託業務を処理するために要する室等を指定するものとする。
- 2 受託者は、指定された室等について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 受託者は、委託期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに指定された室等を原状に回復し、明け渡さなければならない。

(報告義務)

- 第10条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、委託者に報告し、その措置につき委託者と 協議しなければならない。
  - (1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。
  - (2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。
  - (3) 委託業務の処理に関し事故が生じたとき。
- 2 受託者は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、委託者又は業務担当員にその処理経過、結果等を報告するものとする。

(調査等)

第11条 委託者は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適 正な履行を求めることができる。

(秘密の保持)

- 第12条 受託者は、この契約により知り得た秘密を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない。
- 2 前項の規定は、この契約が終了した後においても適用があるものとする。

(委託者の任意解除権)

- 第13条 委託者は、次条から第16条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、委託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受託者に通知しなければならない
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、受託者に損害を与えたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、委託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(委託者の催告による解除権)

第14条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、そ

の期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務 の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 委託業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに委託者との協議事項に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

- 第15条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
  - (1) この契約に基づく債務の履行ができないことが明らかであるとき。
  - (2) 受託者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
  - (4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
  - (5) 前号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
  - (6) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
  - (7) 第18条又は第19条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
  - (8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
    - ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に 暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用等をしていると認められるとき。
    - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
    - カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と 契約を締結したと認められるとき。
    - キ 受託者がアから才までのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合 (カに該当する場合を除く。) に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- 第16条 委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。
  - (1) 受託者が、排除措置命令(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この条及び第23条において「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第23条において同じ。)受けた場合において、当該排除措置命令いついて行政事件訴訟法(昭和37法律第139号)第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え(以下この条において「処分の消しの訴え」という。)が提起されなかったとき。
  - (2) 受託者が、納付命令(独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第23条において同じ。)を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)。
  - (3) 受託者が、排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
  - (4) 受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命

令において受託者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって、当該処分の取消しを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。

- (5) 排除措置命令又は納付命令(これらの命令が受託者に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合(これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。)における乙に対する命令とし、これらの命令が受託者以外のもの又は受託者が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。)により、受託者に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野に示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間(独占禁止法第2条の2第13項に規定する実行期間をいう。)を除く。)に入札又は北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(当該違反する行為が、この契約に係るものでないことかが明らかであるときを除く。)。
- (6) 受託者(受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法第89条 第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。) に規定する刑又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

(委託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限)

第17条 第14条各号又は第15条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、委託者は、第14条又は第15条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の任意解除権)

- 第18条 受託者は、次条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。 この場合においては、受託者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、委託者に通知しなければならない。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、委託者に損害を与えたときは、受託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、受託者が賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(受託者の催告による解除権)

第19条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の責めに帰すべき理由による場合の解除の制限)

第20条 前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、受託者は、同条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第21条 委託者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合(第13条第1項の規定により解除された場合を除く。)において、すでに行われた業務処理により利益を受けるときは、その利益の割合に応じて業務委託料を支払うものとする。

(委託者の損害賠償請求等)

- 第22条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、毎月の業務委託料(当該単価契約に基づく給付を受けた代金額を含む。)の合計額の10分の1に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
  - (1) 第14条又は第15条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき理由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
  - (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受託者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

- (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項各号に定める場合(前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、同項の規定は適用しない。
- 4 削除
- 5 第1項に規定する賠償金のほか、確定していない除雪業務の委託料に係る賠償金については、当該委託料が確定した都度、第1項の規定中「毎月の業務委託料の額(当該単価契約に基づく給付を受けた代金額を含む。)の合計額」とあるのは、「毎月の業務委託料の額(当該単価契約に基づく給付を受けた代金額を含む。)」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(不正行為に伴う賠償金)

- 第23条 受託者は、この契約に関して、第16条の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として毎月の業務委託料の額(当該単価契約に基づく給付を受けた代金額を含む。)の合計額の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第5号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるときその他委託者が特に認めるときは、この限りでない。
- 2 前項に規定する賠償金のほか、確定していない除雪業務の委託料に係る賠償金については、当該委託料が確定した都度、前項の規定中「毎月の業務委託料の額(当該単価契約に基づく給付を受けた代金額を含む。)の合計額」とあるのは「毎月の業務委託料の額(当該単価契約に基づく給付を受けた代金額を含む。)」と読み替えて同項の規定を適用する。
- 3 委託者は、実際に生じた損害の額が前2項の業務委託料の額を超えるときは、受託者に対して、その超える都ついても賠償金として請求することができる。
- 4 前3項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

(委託業務の処理に関する損害賠償)

- 第24条 受託者は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し委託者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の規定により賠償すべき損害額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。
- 3 受託者は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき理由による場合は、委託者の負担とする。

(受託者の損害賠償請求等)

- 第25条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りではない。
  - (1) 第19条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。(相殺)
- 第26条 委託者は、受託者に対して金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する委託料請求権その他 の債権と相殺することができる。

(電子メールを利用する方法)

第27条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、 承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子メールを利用して行うことができる。ただし、当該方 法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約に定めのない事項)

第28条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

## 電子契約の導入に伴う契約方法の申し出について

北海道警察では、令和6年4月以降、制限付一般競争入札等を行う案件から電子契約が可能となります。 道の電子契約は、落札者(又は決定者)の「希望制」としており、落札者等の決定後、速やかに契約手続を 行うため、北海道警察本部が発注する全ての工事及び委託業務につきましては、次のとおり<u>入札書(又は見積</u> 書)の提出日に「契約に関する申出書」を提出していただくことになりますので、入札参加者及び見積書提出 者の皆様の御理解と御協力をお願いします。

記

## 1 「契約に関する申出書」の様式について

別紙1、別紙1-②及び別紙1-③のとおり

または北海道建設部建設政策局建設管理課のHPに掲載しています。

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/166234.html

参加する案件ごとに必要となりますので、印字若しくはダウンロードの上、発注機関や開札日別に整理、 保管されるようお願いします。

## 2 申出書の提出時期及び提出方法について

提出時期	入札書(又は見積書)提出時
	(=開札日)
	「契約に関する申出書」へ必要事項を記載
提出方法	し開札日に持参し、落札者等となった場合
	に担当者に提出

#### 3 留意事項

- (1) 落札決定時に「契約に関する申出書」の提出がない場合でも、入札書(又は見積書)が無効になることはありませんが、速やかに契約方法を確認し、契約手続を行う必要があることから遺漏等がないよう御確認をお願いします。
- (2) 委託業務の落札者等が提出した「契約に関する申出書」において、電子契約を希望した場合、電子契約を承諾したものとみなす取扱となります。

「契約に関する申出書」の提出について、不明な点等ございましたら、下記問い合わせ先へお問い合わせください。

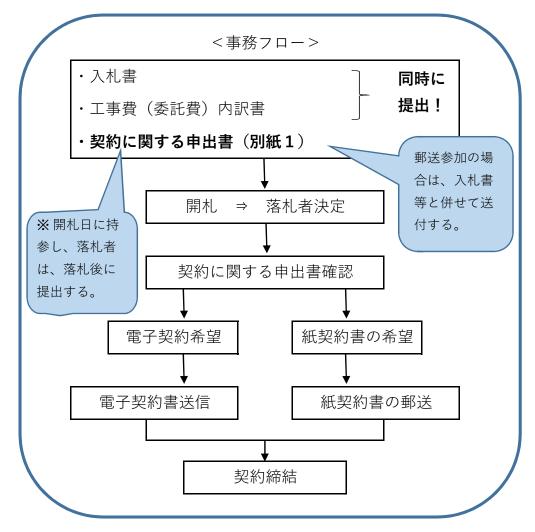
お問い合わせ先 〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課契約係 電話 011-251-0110 (内線2302~2305)

## 電子契約の導入に伴う契約方法の申し出について 【令和6年4月1日以降】

(北海道警察本部総務部施設課)

北海道警察では、令和6年4月以降に入札公告及び見積案内等を行う案件から 電子契約が可能となります。

道の電子契約は、事業者の「希望制」としており、落札者の決定後、速やかに 契約手続を行うため、北海道警察総務部施設課が発注する全ての工事及び委託業 務につきましては次のとおり**入札書等と同時に「契約に関する申出書」を提出**し ていただくことになりますので、入札参加者の皆様の御理解と御協力をお願いし ます。



※ 変更契約から「紙契約」を希望される場合は、当課契約係へお問い合わせください。

## 契約に関する申出書

			令和	年	月	日
北海道警察本部長	様					
	,,,,,					
		住所				
		商号又は名称				
		代表者役職・氏名				

令和 年 月 日に開札予定の次の委託業務について、落札者となった 場合の契約方法を、次のとおり申し出ます。

(整理番号) 業務名	
契約方法 等の申出	<ul><li>□ 紙での契約を希望します。</li><li>□ 電子契約を希望します。</li><li>なお、契約書送付先のメールアドレスは、次のとおりです。</li></ul>
(締結権限者)	21,
(契約担当者)	氏名
連 絡 担 当 者	<ul><li>(所属)</li><li>(職・氏名)</li><li>(電話番号)</li></ul>

## (留意事項)

※ 紙参加の場合は、必要事項を記入の上、開札日に持参してください。

## 契約に関する申出書

			令和	年	月	日
北海道警察本部長	様					
		住所				
		商号又は名称				
		代表者役職・氏名				
代	理人	住所				
		氏名				

令和 年 月 日に開札予定の次の委託業務について、落札者となった 場合の契約方法を、次のとおり申し出ます。

(整理番号) 業務名	
契約方法 等の申出	<ul><li>□ 紙での契約を希望します。</li><li>□ 電子契約を希望します。</li><li>なお、契約書送付先のメールアドレスは、次のとおりです。</li></ul>
(締結権限者)	氏名
(契約担当者)	氏名
連 絡 担 生 先	<ul><li>(所属)</li><li>(職・氏名)</li><li>(電話番号)</li></ul>

## (留意事項)

※ 紙参加の場合は、必要事項を記入の上、開札日に持参してください。